

(PDF 版・5の2のカ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十四節 教える教会の機能としての教義学」 「二 教義学の方法」

(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学——二 教義学の方法」 (209-267 頁)

「二 教義学の方法」

第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能（教会的な補助的奉仕）としての**教会教義学**（福音主義的な教義学）における、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示のくしるし>」）としての**第二の形態の神の言葉**である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の内容と展開と記述」は、「原則的に、〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした、第三の形態の神の言葉である〕**教会の宣教**と〔その一つの補助的機能としての教会〕**教義学**の中心および**基礎としての神の言葉**が、「**教義学**の中において、……限定された数の線を引き延ばして行くための〔換言すれば、それぞれの時代、それぞれの世紀において、その時代と現実とに強いられるところで、第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化を時間累積させて行くための〕**基盤を形造っている一つの円**〔換言すれば、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）〕の関係と構造（秩序性）として**理解されるような仕方で遂行されなければならない**。ここに、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教義学的方法の<原則>**」がある。イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、先ず以て第二の問題である「神の本質を問う問題」を包括した第一の問題である「神の存在を問う問題」が問われなければならないし、その「啓示の中での体系は、ただイエス・キリストの名だけである」から、すなわち「三位相互内在性」・「父なる名の内三位一体的特殊性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・業・働き・行為・行動——子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の

言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの間、**「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」**としての**「ただイエス・キリストの名だけである」**から、「おのずから」、「必然的に、自動的に」、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての**「教義学的方法の<原則>」**は、**キリストにあつての「<特別>啓示」、「<啓示>の真理」、「恵ミノ類比〔啓示の類比、信仰の類比、関係の類比〕」、「啓示神学」**に立脚せざるを得ないという点にある。

「その際、基盤は、……その中で神の業と働きが出来事となって起こるところの、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されている、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉が、確かに事実、すべての側に向かって、自ら語って来、したがって……聞かれ、さらに語り伝えられて行くことができるし、聞かれ、語り伝えられて行かなければならない何ごとかを語るということでもって与えられている」。したがって、その**「基盤の円の中心、換言すれば円の円周」**に対して、**「外側の円を引こうとする」**ことは、**「円の中心、換言すれば円の円周」**（「基盤」）としての、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の**実在の出来事**である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している**「啓示ない和解の実在」**そのものとしての**第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」**の**関係と構造（秩序性）からの逸脱を意味する、換言すれば自然神学の段階への逸脱を意味する**。「それらすべてのことを禁じる禁止命令とそれらすべてのことが実際問題として不可能であるという事実とは事柄において一致している。しかし、事実的な不可能性を禁止命令として認識する〔認識し自覚する〕こと、あるいは事実的な不可能性を、われわれが、ここで一つの禁止命令の前に立っていることの中で見て取ることは重要である。さらにそれを超えて、〔第三の形態の神の言葉である〕**教会の宣教**と〔その一つの補助的機能としての〕**教義学**は、**神の言葉を語るというよりも、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉に<奉仕>しなければならない**」。したがって、第三の形態の神の言葉である「**教会に宣教を義務づけている聖書**」は、「**教会の宣教の対象**」である「**先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕**としての〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されたところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の神の言葉である〕**イエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕**である」し、それ故に「**聖書が教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならないのである**」から、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての**「教義学的方法」**は、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している**第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」**の**関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態**

の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、「教えの純粋さを問う」教会教義学の課題としての純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「正しい行為を問う」特別な神学的倫理学の課題としての「神の讚美」としての「隣人愛」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請）という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くという点に、その「道、秩序、プログラム、原則」がある——「この原則性に向かって決断することから、具体的にはこれこれの基本命題に向かって決断することから、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての〕**教義学の自律性**は成り立っている」。言い換えれば、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「教義学的方法」は、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、先行する、「啓示自身が…啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を、その言葉自身の出来事の自己運動を持っているのであるから、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である「対象自身が語っているのを聞くと思うところでは語り、対象自身が沈黙するのを聞くと思うところでは沈黙しつつ、対象が（教義学的方法の）先に立って進むところでは前進し、教義学的方法がただ自分勝手に〔「わがまま勝手に」恣意的独断的に〕自分を導きながら先に進むことができるだけであるところでは立ちどまりつつ、理解し、説明して行くために、〔先行する〕教会の宣教の〈対象〉を通して、……いくつかの基本命題への出発点が与えられ、指示されている……」。このような訳で、逆に言えば、「**教義学的方法の〈原則に原則的でない姿〉**」は、人間的理性や人間的欲求やによって「わがまま勝手に」恣意的独断的に対象化され客体化された人間的な自然（観念的な生産物）としての「根本的見方〔原理、理念、基本的教義、基本的命題、キリスト教の本質についての定義〕」を前提とした「〈一般的〉啓示」、「〈一般的〉な真理」、「存在の類比」、「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの」「すべての大学社会の神学——「人間学の後追い知識」としての「混合神学」、「人間学的神学」、「哲学的神学」、**総括的に言えば「自然神学」の段階で停滞と循環を繰り返す姿の中に見出すことができる。**

そのような訳で、われわれは、「歴史的に考察した場合に、十七世紀の始めにプロテスタント神学の中に入り」込んだ、「結局のところ基本的信仰箇条についての教説であったところのいわゆる『分析的』方法とどうしても袂を分かつたなければならない」。したがって、われわれは、「まさに……**教義学においては唯一の学問的な方法である『ロ**

キ』の方法〔例えば、主題としての、神論、創造論、和解論、救済論〕にこそ、戻らなければならない。言い換えれば、「まさに古正統主義のロキ〔それぞれの主題〕こそが、そのような基本命題……であった」。すなわち、それは、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての「高度な統一性から生じて来る」「基本命題」というよりも、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されたところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉それ自身の統一性……から生じて来る」「基本命題……であった」、また人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての「高度な総合を表現しよう」とした「基本命題」というよりも、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉それ自身の統一性……から生じて来る」「基本命題……であった」、また人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての「高度な体系の中に基礎づけられた」「基本命題」というよりも、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉そのものの体系の中に基礎づけられた」「基本命題……であった」。しかし、「人は、そのような基本命題でもって満足することができないと考えたことによって、教会の宣教と教義学の実際の基盤を足もとから失おうとしていたことに気づかなかつた」。バルトは、次のように述べている——第二の形態の神の言葉である「聖書の中で証しされている教会の宣教の課題」であるイエス・キリストにおける神の自己啓示の出来事の宣べ伝えを目指すことのない「単なる知識としての形而上学的な教義学」は、「それがどんなに考え深い才知豊かな、また首尾一貫した仕方のものであっても、その教義学は、教義学としては非学問的である」、と。「まさに（イエス・キリストにおける神の自己）啓示の中でこそ、まさにイエス・キリストの中でこそ、隠れた神は、ご自身を把握できるものとし給うた」のであるから、われわれは、先ず以て、第二の問題である神の本質の問題（神の本質を問う問題）を包括した第一の問題である神の存在の問題（神の存在を問う問題）が問われなければならない。すなわち、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動）、その起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造者、その第二の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手に言葉・和解者、その第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体が問われなければ

ならない。「それらを理解し説明しつつ、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉の内容についての〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教義学的な展開と記述がなされなければならないところのこれこれの基本命題に向かっての具体的な決断」は、「服従と同時に敢為を意味している」。「そのような決断は、服従を意味している。何故ならば、それは、ただ〔教義学的方法を規定する教会の宣教の〕対象自身を通して規定されていることができるだけであるからである」、「そのような決断は、敢為を意味している。何故ならば、それは、すべての試みに際して教義学的作業自身の自由な決断でなければならないからである」、「その場合、そのような決断は、服従として、＜基礎づけられた＞選択、＜責任をもって＞なされるべき提案から成り立っていないからである。またその場合、そのような決断は、敢為として、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞からして、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉そのものの絶対的な必然性と拘束力……として主張することはできず、……ただ人間的に基礎づけられた＜選択＞、人間的な責任性の中でなされた＜提案＞が持つところの必然性と拘束力として主張することができるだけである」。

「われわれは、〔第三の形態の神の言葉である**教会の宣教の対象**を通して規定されて来るところの、教会の宣教における一つの補助的機能としての**教義学的方法**の〕最後の課題……に足を踏み入れる……」。その際、われわれは、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする**第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の中での業と行為**〔「三位相互内在性」における「失われぬ単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われぬ差異性」における第二の存在の仕方、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕は、「われわれが、**神の言葉の第一の形態として**〔起源的な第一の形態の神の言葉として〕、**すなわち神の＜啓示＞として記述したことと同一である、ということから出発することが許されるし、出発しなければならない**」。キリストにあっての「神は、ご自身を、われわれに啓示されることによって、われわれに対して行動し給う」。自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われぬ単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神は、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われぬ差異性」における三つの存在の仕方、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解者、第三の存在の仕方

ある神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体において、「われわれに対して行動し給う」。したがって、第二の形態の神の言葉である「聖書によって宣教を義務づけられている」ところの、第三の形態の神の言葉である「**教会の宣教の実質的課題**」は、「そのことについて……報告しなければならない」という点にある。したがってまた、その教会の宣教における一つの補助的機能としての**教会「教義学の実質的課題**」は、「ほかならぬそのことについて報告する」という点にある。「神の啓示」——すなわち「われわれに対し働きかけ給う神の業と行為は、イエス・キリストである」、すなわち「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの名」である、すなわち「一度にすべてにわたって力を奮うようになった神と人間の間での積極的な関係としてのイエス・キリスト、換言すれば人間に対する神の恵み深い支配のことである」——イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、神のその都度の自由な恵みの神的決断によるところの、「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動に基づいて、「イエス・キリストが、われわれ人間に対して、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である〕聖書および〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教を通して同時的となる時と所、『神われらと共に』が神ご自身によってわれわれに語られるところにおいては、われわれは神の支配のもとに入ることを〔認識し信仰し〕承認し確認する」、それ故に「われわれは、世、歴史、社会を、その中でキリストが生まれ、死に、甦られたところの世、歴史、社会として〔認識し信仰し〕承認し確認する」、すなわち「自然の光の中でではなく、恵みの光の中で、それ自身で閉じられ、かくまわれた世俗性は存在せず、ただ神の言葉、福音、神の要求〔命令〕、判定〔裁き〕、祝福によって問いに付され、ただ暫時的にだけ、ただ限界の中でだけ、それ自身の法則性とそれ自身の神々に委ねられた世俗性があるだけであることを〔認識し信仰し〕承認し確認する」。

さて、「神の〈啓示〉が、人間的な闇に対して、特定の勝利に満ちた関係の中に立っているが故に、立っている限り、神の恵み深い支配は、人間的な反抗と人間的な困窮を克服すること以外のものではないが故に、啓示は、事柄から言えば〈和解〉……と同じである」——「福音書の中ではすべてのことが受難の歴史に向かって進んでおり、しかもまた同様にすべてのことは受難の歴史を超えて甦り・復活の歴史に向かっ

て進んでいる」、すなわち「旧約〔「神の裁きの啓示」・律法〕から新約〔「神の恵みの啓示」・福音〕へのキリストの十字架をもって終わる古い世〔・時間〕は、キリストの復活〔「実在の成就された時間」、「まことの現在」、新しい世・時間〕へと向かっている」、「神は、神なき者がその状態から立ち返って生きるために、ただそのためにのみ彼の死を欲し給うのである……しかし誰がこのような答えを聞くであろうか。……承認するであろうか。……誰がこのような答えに屈服するであろうか。われわれのうち誰一人として、そのようなことはしない！ 神の恩寵は、ここですでに、恩寵に対するわれわれの憎悪に出会う。しかるに、この救いの答えをわれわれに代わって答え・人間の自主性と無神性を放棄し・人間は喪われたものであると告白し・己に逆らって神を正しとし、かくして神の恩寵を受け入れるということを、神の永遠の御言葉が〔その内在的本質である神性の受肉ではなく、その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方における言葉の受肉としての〕肉となり給うことによって、肉において服従を確証し給うことによって、またこの服従において刑罰を受け、かくて死に給うことによって〕〔復活に包括された死によって〕引き受けたということ——これが恩寵本来の業である。これこそ、イエス・キリストがその地上における全生涯にわたって、ことにその最後に当たって、我々のためになし給うたことである。彼は全く端的に、信じ給うたのである（ローマ三・二二、ガラテヤ二・一六等の『イエス・キリストの信仰』は、明らかに〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある〕主格的属格〔「イエス・キリストが信ずる信仰』〕として理解されるべきものである）（「福音と律法の＜真理性＞における福音の内容」）、『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子の信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、＜私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく、神の子が信じ給うことに由って〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解された「イエス・キリストが信ずる信仰』によって〕生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいる。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである」、「われわれの召命、和解、義認、聖化、救済、そして更新を可能とするのは、今日に至るまで罪人の手に渡され・十字架につけられ・死んで甦られ給うたイエス・キリストにある『復活の力』だけである」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある「福音と律法の＜現実性＞における勝利の福音の内容」）、「人間の人間的存在が〔生来的な自然的な〕われわれの人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・

腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ないのであるが、しかしそれと同時に、人間の存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみないということ——これが神の恩寵である」、「われわれは、われわれの主としてのイエス・キリストに固執することにより、またイエス・キリストがわれわれのかしらであるということに固執することにより」、徹頭徹尾神の側の真実としてのみあるところの、主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエス・キリスト<の>信仰」（「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、「成就と執行、永遠的実在としてある」成就され完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済そのもの（「この包括的な救済概念は、平和の概念と同じである」）そのものであるただイエス・キリストにのみ固執することにより、「この主とかしらのもとで、またこの主とかしらとともに、……これからは神の義、神の子の義、神自身の義をまもっている者として生きることを許される」、「世界の救いを何かある国家的、政治的、経済的または道徳的な諸原理や理念や体制の内に求めようとしないで、私たちの主であり、救い主であるイエス・キリストを、いっさいのものにまさって恐れ、かつ、愛すること、神を、大きな問題においても、小さな問題においても、彼がかつてあり、いまあり、やがてあり給う権威のままに肯定し、是認すること、私たちの個人的、社会的生活を敢えて律して、すべての善きものを神から、神からすべての善きものを期待するべきである」、「不毛な反抗や反論を避けて、西でも東でも等しく通用し、西でも東でもひとしく稀であり、人々に好まれぬ福音に、無償の恩寵によって、素直に止まるべきである」、「西の獅子に全力をあげて抵抗しないような人びとは、決して東の獅子にも抵抗しえないし、また事実、抵抗しない」（『福音と律法』、『ローマ書新解』、『共産主義世界における福音の宣教ハーメルとバルト』等）。

前段で述べたことを前提として、バルトは、次のようにも述べている——平和ボケした島国日本においては、「われわれは平和を維持するためにできる限りのことをしなければならないが、しかしこのことは、われわれは平和主義者でなければならないということの意味しない。平和主義は一つの絶対主義だ（すべての主義のように）。われわれは神には服従するが、一つの原理や理念にはしない。したがって、われわれは最後の手段のために、〔現存する世界が、<経済の世界性>と戦争の元凶である<民族国家の一国性>を単位として動いており、自国の利害を第一義的に最優先して考える戦争の元凶である一部国家支配上層の意思によって巨大で強力な軍事部門を動員できる民族国家が現存する限り、地域紛争だけでなく国家間戦争という〕戦争の可能性はあけておかなければならない」と思惟し語り、事実実際的にあくまで<相対的>な評価においてではあれ、自由および直接民主制と武装永世中立の国家形態の「スイ

ス〔先ず以てはその国家形態の国家というよりも、その国家形態における現実的な社会の中でそれぞれが具体的に生き生活し喜怒哀楽している自分たちやその家族やその親族やその友人たちやその故郷、大多数の被支配としての一般大衆・一般市民・一般国民〕をドイツナチズムからまもるために私は軍隊に参加し、両国を区分しているライン河にかかっている橋を護衛するために、もしもドイツのキリスト者の友人の一人が、その橋を爆破しようとしたら、私は射殺しなければならなかったであろう」というバルトの思惟と語りと行動を真剣な意味で理解できないに違いない。しかし、実際的に、永続的な平和を実現するためには戦争の元凶である民族国家を死滅させる以外にない。それにも拘らず、永続的な平和を許さない戦争の元凶である民族国家を死滅させる問題を明確に提起しない・できないただ単なる平和主義は、「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの」理念、原理、主義に過ぎない。民族国家の衝突から言って、対戦相手の民族国家の軍事力に対しては同じレベルの軍事力で対戦できなければ敗北必至である（国家権力の持つ暴力性に対して、士気等の精神力主義で対応しても敗北必至であるように、民族国家の軍事力に対して士気等の精神力主義で対応しても敗北必至である、それ故に負けない戦いの構想力が必要である、ちょうど中国時代ドラマを観ていると孫子の兵法がよく出て来るように、現在戦争状態に突入しているウクライナは、NATOやEU加盟問題でロシアと意見対立した時、いつまでもプーチン支配が続くわけではないから、ロシアにまともに直接的に対決するのではなく、先ずは一步引いて、例えば自由、直接民主制、武装永世中立というスイスのような緩衝国的国家形態を宣言していれば、現状のような多大な、大多数の被支配としての一般大衆の生命や生活の喪失、国富の喪失を防ぐことができたように考える）。総合的な軍事力から言ってウクライナ軍はロシア軍に対して劣勢であることが確実であったにも拘らず、主権国家のウクライナを支持すると言ったアメリカやEU加盟国も、対ロシアとの直接的な戦争回避のためにウクライナに軍隊を派遣することをしないで（アメリカやEU加盟国が直接的に戦争状態に巻き込まれないために）、ただ主権国家ウクライナ支持を表明してただけのアメリカやEU加盟国は、米軍やNATOは、そして国連も、拒否権を与えられたアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の五大国一致の原則の国連安保理も、国際世論も、プーチン・ロシアによるウクライナ侵攻を止めることはできなかった。先ず以て「教えの純粹さを問う」教会教義学（福音主義的な教義学）の課題に包括された「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学の課題の全体性において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指すことを明確に提起していないだけでなく、民族国家の死滅の問題を明確に提起しないところの日本基督教団の「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」や「戦後70年にあたって平和を求める祈り」を公表した教団およびその教会指導層は、不可避的に向こう側からやって来た戦争に直面して、果たしてどのような対応と戦いができるのだろうか

か？

さて、「最も単純な形において、神の啓示の实在を問う問いに対する新約聖書の答え」は、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、まことの神にしてまことの人間「ただイエス・キリストの名だけである」。「三位一体の根本命題に即して理解すれば、イエス・キリストのその存在」は、「永遠なる神性」を内在的本質としているから、「啓示の出来事においてはじめて神の子、神の言葉となるのではなく、父を啓示するもの、そしてわれわれを父と和解させるものとして、イエス・キリストは神の子、神の言葉である」。したがって、「そのキリストの永遠なる神性」は、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて、その第二の存在の仕方である「啓示および和解におけるキリストの行為〔と業〕の中で認識することができる」。すなわち、「その啓示と和解〔「第二の存在の仕方」〕がキリストの永遠なる神性の根拠ではなく」、「キリストの永遠なる神性〔内在的本質〕が啓示と和解を生じさせるのである」。ここに一切合財があるのであって、「赦す神はたとえその人がまことの人間であっても人間に内在することは決してないのである」。「われわれに父を啓示するもの」としての「啓示」は、「われわれを父と和解させるもの」としての「和解」である。したがって、第三の形態の神の言葉である「教会の宣教および〔その一つの補助的機能としての教会〕教義学」が、「そのように……教えなければならない〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉」は、「啓示ないし和解についての言葉である」。第三の形態の神の言葉である「教会の宣教および〔その一つの補助的機能としての教会〕教義学において、神の業と行為について報告がなされる際には、全線にわたって」、「み子イエス・キリストにあつての神の業と行為が問題であろうということは本当のことである」、換言すれば「み子イエス・キリストにあつての神の業と行為」——すなわち「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（性質・業・働き・行為・行動）、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解者、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊（「その交わりの中で、父は子の父、言葉の語り手であり、子は父の子、語り手の言葉である」）——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〈全体〉が「問題であろうということは本当のことである」。「父なる名の内三位一体的特殊性」・「三

位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）である「ただイエス・キリストの中でだけ、父はわれわれに啓示され給う」、「また、ただイエス・キリストだけを、**聖霊は啓示し給う**」——「父なる名の内三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の根源〔・起源〕としての「父は、子として自分を自分から区別するし、自己啓示する神として自分自身が根源である」、それ故に「その区別された子は、父が根源〔・起源〕であり、神的愛に基づく父と子の交わりである聖霊は、父と子が根源である」、「この神は、〔その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方である〕子の中で創造主〔起源的な第一の存在の仕方〕として、われわれの父として自己啓示する」、またその内在的本質から言えば、「父だけが創造主ではなく、子と霊も創造主である」、「父も創造主であるばかりでなく、子に関わる和解主であり、聖霊に関わる救済主でもある」、しかし「創造された世界における神の愛とわれわれの世界におけるイエス・キリストの事実の中における神の愛との間には差異がある」、「それは、まさしく神に対し罪を犯し、負い目を負うことになった人間の失われた世界に対する神の愛である」、すなわち「和解ないし啓示は、創造の継続や創造の完成ではない」、「和解ないし啓示」は、神の「存在の仕方」の差異性における「第二の存在の仕方」であるイエス・キリストにおける新しい神の業である」、「それは、神的な愛の力、和解の力である」。第二の存在の仕方であるイエス・キリストは、「和解主として、創造主〔第一の神的行為〕のあとに続いて、第二の神的行為を遂行したのである」、この神の存在の仕方の差異性における「創造と和解の順序に、キリスト論的に、父と子の順序、父〔啓示者・言葉の語り手・創造者〕と子〔啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解者〕の順序が対応しており、和解主としてのイエス・キリストは、創造主に先行することはできないのである」、しかし、父と子は、「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質としているから、「その従属的な関係」は、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における「存在の仕方」の差異性（起源的な第一の存在の仕方としての父、第二の存在の仕方としての子）を意味している。このような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「**教義学は、原則的に、……ただキリスト論であることができるだけである**」。「あたかもみ子を通しての父の啓示、そして聖霊を通してのみ子の啓示」は、「ただ人間的な反抗と人間的な困窮を克服しつつなされる神の行動〔＜和解＞としての子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕だけである」のではなく、「また〔＜啓示＞としての〕神の行動〔子なる神の存在としての神の自由な愛の

行為の出来事] でもある……」。すなわち、「<啓示>は、まさにその中心においてそのような<和解>としての神の行動 [子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事] でもある……」。「啓示は、その中心において和解としての神の行動であることによって」、「啓示は、その中心 [和解] と<共に>、絶えずその中心を念頭に置いて理解されることができるだけであるが、しかしそれでいてその中心<からして>理解されることはできない……」、すなわちその区別を包括した単一性において理解されなければならない。何故ならば、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>を持っている「啓示」は、神の側の真実としてのみある、それ故に「成就と執行、永遠的実在としてある」、**主格的属格**として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」（「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、成就され完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（「平和の概念は、この包括的な救済概念と同じである」）そのものである「和解」という区別を包括した単一性というその全体性において理解されなければ「まさにキリスト論を制限するという過失を犯すことになる」からである。したがって、「あたかもその中心としての和解が、……一つの観点であるかのように」、それ故に「その和解の観点から全体が理解され・見渡され・秩序づけられることができる……かのように理解されることはできない」。「われわれに対して、イエス・キリストが、[客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」] 聖霊 [「聖霊の注ぎ」] を通してわれわれに語られた神の言葉として前もって与えられている、その証左は、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）である。しかし、「そのことでもって、和解が、決して特別に、抽象的に前もって与えられているわけではなく、……表示された出来事全体の要素としての和解が前もって与えられている」。したがって、「もしもわれわれが、その要素を [要素としての和解を全体として] 取り出すとするならば [出来事全体の中心的<要素> [部分] としての和解を全体化するならば]」、「和解が、否定すべくもなく出来事を中心を形造っており、聖書の中で否定すべくもなく……現われて来るが故に、また宗教改革の中でその内容的な意味が新たに力強く認識されるようになったという理由で」、その中心ではあっても出来事全体の要素（部分）としての和解を全体化して、「出来事全体の中心 [的要素] から」、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的

生産物) としての一つの基本的見方〔原理、理念、基本的教義、基本的命題、キリスト教の本質についての定義〕を前提とした「体系的な中心にしてしまおうとすれば」、「まさにキリスト論を制限するという過失を犯すことになる……」。